

産業保健看護専門家制度について語り合おう

—産業保健看護専門家制度のこれから—

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度委員会委員長 掛本知里

産業保健看護活動の質を担保し、その活動に対する社会的な認知と理解を高め、産業保健領域で活動する看護職自身の将来への展望を開くことを目指した産業看護継続教育制度を1995年にスタートさせた。そして、産業保健看護職が、事業者、労働者に貢献するための資質を保証する基礎として、産業看護部会が約20年間に渡り、日本産業衛生学会登録産業看護師制度を運用してきたが、登録産業看護師制度について、社会の変化などに対応した新たなシステムとして見直すために、2014年に産業保健看護専門家制度準備委員会が設立され、委員会の内外で議論を重ねた結果、新たに、「産業保健看護専門家制度」を創設した。「産業保健看護専門家制度」は、2015年5月の日本産業衛生学会総会で承認され、運用が開始された。

「産業保健看護専門家制度」は、継続教育のみならず学会活動、研究活動、社会貢献などの各活動を、自己研鑽を重ねながら産業保健看護専門家の資質の向上に努めるために必要な活動と位置づけている。また、「産業保健看護専門家制度登録者」および「専門家」として求められる知識を評価するために、試験制度も導入し、登録者試験は2016年1月、専門家試験は2016年11月にそれぞれ第1回試験を実施し、2017年度についても、専門家試験は11月に第2回試験を実施し、登録者試験については2018年1月に第3回試験を実施する予定である。

旧制度である登録産業看護師制度からの移行は、本年末を持って終了する予定であるが、多くの方に移行手続きをしていただき、試験合格者も加え、「登録者」「産業保健看護専門家」「産業保健看護上級専門家」として、約1,000名の方々に、本制度に登録していただいている。

「産業保健看護専門家」制度はまだ始まったばかりである。始まったばかりではあるが、この新しい制度が硬直化した社会のニーズに合わない制度とならないよう、常に、評価改善を心がけていくことも重要である。学会、協議会など、多くの方が集まる機会を活用し、幅広く意見交換をしながら、産業保健看護実践の質の向上をサポートしていけるような制度としていきたい。

自由集会では、産業保健看護専門家制度や、「登録者」「産業保健看護専門家」「産業保健看護上級専門家」それぞれのコンピテンシーや役割について広く意見をいただき、本制度を発展させるための機会としたい。

2017年11月23日（木）

一第4会場（多目的室 第7・8）

自由集会2 産業保健看護専門家制度委員会（11:00～12:30）

「産業保健看護専門家制度について語り合おう」